

聖隷富士病院 面会規程

第1条（目的）

本規程は、患者の療養環境の確保及び医療安全・感染防止の観点から、当院における面会に関する基本事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当院に入院するすべての患者及び面会者へ適用する。

第3条（面会時間）

1. 面会時間は原則として以下の通りとする。
15時～19時（平日・土日祝）
2. 医師または看護師の判断により、面会を制限または禁止する場合がある。

第4条（面会人数及び時間制限、年齢制限）

1. 面会人数については、原則として1回3名までとする。
尚、同室内で面会が集中する場合は、入替制を依頼することがある。
2. 面会時間内であれば原則として回数及び時間制限は設けない。
ただし、病棟の状況により、人数・時間を制限する場合がある。
3. 面会者の年齢制限は設けない。

第5条（面会予約及び手続き）

1. 面会予約は不要とする。
2. 面会者は正面玄関受付及び各病棟のエレベーターホールにて、面会者リストに必要事項の記入をする。

第6条（面会制限対象）

次の各号に該当する者は面会を禁止または制限する。

- (1) 発熱、咳、下痢等の症状がある者
- (2) 感染症に罹患している可能性がある者
- (3) 医師または看護師が不相当と判断した者

第7条（感染防止対策）

1. 面会者は手指消毒及びマスクを着用すること。
2. 飲食物の持ち込みは原則禁止とし、医師・看護師の許可があった場合のみ可とする。
3. 面会中は患者の安静及び療養環境に配慮すること。

第8条（特別な面会）

1. 重篤患者、終末期患者等については、医師の判断により柔軟に対応する。
2. 認知症患者等については、必要に応じて面会制限を緩和する場合がある。

第9条（面会禁止措置）

感染症流行時や院内感染の発生時には、全面的に面会禁止とすることがある。

第10条（遵守事項）

面会者は、職員の指示に従うものとし、従わない場合は面会を中止することがある。

第11条（附則）

本規程は令和8年6月1日より施行する。